

22年度補正予算案



会計名	補正予算額	歳出の主なもの	議決結果
一般	▲4億4,871万5,000円	・永山小学校校舎改築事業の事業費確定による減 ・取手東中校舎増築、体育館耐震補強工事の増 ・新型インフルエンザ予防接種助成費の減 ・国民健康保険特別会計への繰出金 ・財政調整基金への積み立て	可決
都市整備事業特別	▲357万1,000円	・各種業務委託料の減	可決
国民健康保険特別	1,940万3,000円	・保険給付費の増	可決
後期高齢者医療特別	1,100万1,000円	・保険料の増 ・人間ドック検診助成金の減	可決
介護保険特別	3,561万3,000円	・介護サービス利用者増加等による保険給付費の増	可決
競輪事業特別	▲4億2,550万7,000円	・通常開催車券発売事業開催経費の減	可決

消防団員の資格要件を緩和

●市消防団条例案：可決
消防団員の資格要件を緩和して、団員の受け入れ体制の整備を図るもの。

これまで：
市内に居住する者

改正後：
市内に在住、在勤、在学いずれかの者

※皆さま、消防団活動にご協力お願いいたします。

恒久化 出産育児一時金39万円

●市国民健康保険条例改正案：可決
平成21年10月から本年3月まで暫定的に35万円を

39万円に引き上げられていた出産育児一時金の支給額を恒久化するもの。

市職員の給与等を減額

●市職員の給与と条例等改正案：可決
市長はじめ市職員の期末手当の減額。
また、58歳以上の職員の昇給停止規定を削除するもの。

●市職員等の旅費の特例条例改正案：可決
市長はじめ市職員の旅費日当をさらに2年間支給しないことにするもの。

地域に適した教科書を！

●教育基本法・学習指導要領の目標を達成し、地域に最も適した教科書採択の実現を求める決議：可決

次のことを茨城県に求めるもの。
・教育委員会内で採択に携わる者に教育基本法、学校教育法、学習指導要領の改訂内容についての周知徹底を図り理解を深めること。
・各々の教科書が教育基本法、学校教育法や学習指導要領に照らし、どこに重点を置いてあるか、我が国と郷土の歴史・伝統・文化や現状が社会科教科書において

て、どのように反映されているかを考慮した調査研究を行うこと。
・教育基本法、学習指導要領の目的・目標等の達成をめざし、教育委員の責任のもと、地域の教育活動に最も適した教科書採択が行われること。

〔提出者〕
小嶋議員ほか3人



12/1 6/1

に議員でない者には支給しません

●市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案：可決

〔提出者〕
結城議員ほか4人

〔提出の理由〕
非常勤特別職の議員として平等性を保つため。

〔内容〕
4月1日から基準日に議員の職にない者には期末手当を支給しないよう改正するもの。ただし、基準日の1カ月前の間に死亡した場合は除く。

基準日間の在職期間	支給期間率
6カ月	100%
5カ月以上 6カ月未満	80%
3カ月以上 5カ月未満	60%
3カ月未満	30%

※基準日
6月30日に支給する期末手当は6月1日。12月10日に支給する期末手当は12月1日を基準日としています。

※期末手当の支給対象
期末手当は、「基準日に議員である者」、「基準日前1カ月以内に退職したり、死亡した者」に支給していました。また、基準日と基準日の間、すべて議員であったものには、支給率の100%を支給し、100%満たしていない議員には、別表にある期間率分の支給としています。

※改正後は…
基準日に議員である者にしか支給いたしません。ただし、基準日1カ月前の間に死亡した者には従来どおりの期間率分、支給します。

(例)
2010(平成22)年12月期の期末手当の場合
これまでは…
①2010(平成22)年9月29日退職した議員
→0円
②2010(平成22)年11月29日退職した議員
→80%を支給。

4月1日からは…
上記の①、②いずれの場合も支給しません。ただし、②の場合が死亡の場合は、80%を支給します。